

令和 2 年度  
森林及び林業の動向

令和 3 年度  
森林及び林業施策

第204回国会（常会）提出

例えば、当麻町森林組合(北海道)では、循環型林業の確立に向けた「長期ビジョン」を策定し、森林所有者に伐採の働きかけを行う際に、収入や費用、将来の収入見込み等を森林経営プラン書として示し、同意が得られたものについて、主伐、造林、下刈り等を順次実施している。さらに南佐久中部森林組合(長野県)は、分収林制度を導入し、収穫時の収益配分を森林所有者と取り決め、森林所有者の負担なしで再造林を進める取組を導入している<sup>\*68</sup>。

また、他の素材生産事業者が主伐を行う場合にも、素材生産事業者と連携し、伐採を開始する前に、森林所有者を交え、どのように更新を行うか打合せを行う取組も始まっている(事例 特-10)。

素材生産事業者の側でも、再造林に取り組むことが必要と考える動きがある。特に主伐が進んでいる宮崎県では、特定非営利活動法人ひむか維森の会が「伐採搬出ガイドライン」を作成し、責任ある素材生産事業体認証制度が運用されている。このガイドラインでは、伐採から植林まで自社で一貫して引き受ける体制を取るか、森林組合など造林事業体との連携体制を築くことを定めており、29事業体(令和2(2020)年)がガイドラインに基づく事業を行っているとして認証されている。この取組に対し、宮崎銀行は令和2(2020)年4月に林業者等の運転資金や設備資金として活用できる融資制度「SDGs林業応援ローン山のちから」を創設した。ガイドラインに基づく認証を受けた事業者等に対し金利優遇を行っており、再造林等の森林資源持続のための取組が、経営面でもメリットとなっている。

#### (苗木生産者との連携)

主伐後の再造林を着実に行うためには、再造林面積に見合う苗木の確保が必要であり、苗木生産者との連携が欠かせない。主伐の増加に伴い造林面積の増加が見込まれるが、苗木生産者は小規模な者を中心に減少しており、苗木の安定供給体制の構築が重要である。

苗木生産には植付から出荷まで1~3年かかるため、苗木の安定供給を図るために植付時点でどれくらいの需要が見込めるかの把握が重要となる。そ

のため、造林事業者・苗木生産者間での予約生産を行うなど、両者が連携する取組が始まっている。(木材産業や木材利用者の再造林への貢献)

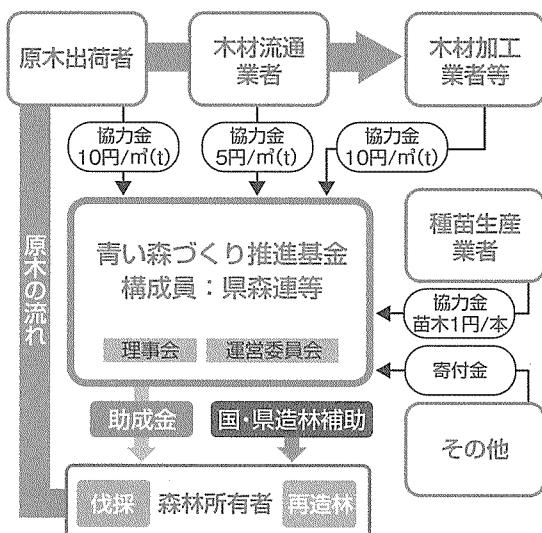
製材工場や木材市場等が持続的に原木を調達するため、各地で林業経営へ参入する動きや再造林を支援する動きがみられる。

例えば、製材・集成材生産を行う株式会社トーセン(栃木県矢板市)は、山林の買取・経営受託事業を展開し、条件によっては小面積から買取を行っている。所有・委託管理森林面積は、令和2(2020)年3月末には、栃木県を中心に3県で667haまで拡大し、伐採した木材は自社で利用し、伐採後は再造林を行っている。

住宅メーカーのタマホーム株式会社は、国産材の使用比率を高める中で、木材流通を通じて各地の森林組合等と関係を深め、大分県や宮崎県、栃木県において再造林に関わる協定を結び、花粉の少ない苗木の植林への支援を進めており、令和2(2020)年度までに約1,800haの造林を支援してきた。

また、青森県では、再造林を促進するため、木材の生産、流通、利用に関わる事業者が原木取扱量に応じた協力金を拠出して「青い森づくり推進基金」を創設し、再造林や下刈りを行う森林所有者に対し、コストの10%を助成している(資料 特1-46)。

#### 資料 特1-46 再造林を促進する基金の仕組み



青い森づくり推進基金のスキーム図

\*68 令和2(2020)年7月11日付け日刊木材新聞2面